

市民と自治体が育む新しいまち美化システム

## 「だてのまち」美化サポート事業(アダプトプログラム)の手引き



### 〈目次〉

質問1	アダプトプログラムってなに? . . . . .	1
質問2	どうして伊達市で始めたの? . . . . .	2
質問3	参加するとどんなメリットがあるの? . . . . .	2
質問4	参加したいときはどうするの? . . . . .	4
質問5	活動方法について教えてください? . . . . .	5
質問6	その他活動にあたって注意することはありますか? . . . . .	6
質問7	活動場所や参加者名簿が変わったときは? . . . . .	6
質問8	活動を辞めるときは? . . . . .	6
付録	関係書類 . . . . .	7

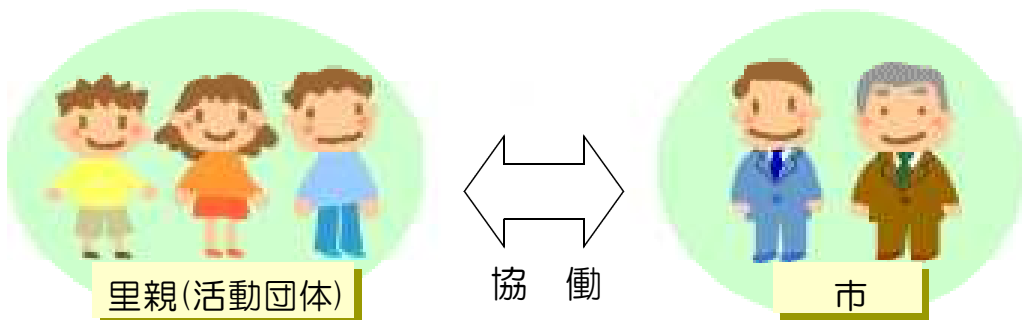
## 質問1 アダプトプログラムってなに？

アメリカで1985年、テキサス州交通局がハイウェイのごみ散乱対策として導入したのが始まりです。

「アダプト」とは「養子縁組をする」意味。公共の場所を養子にみたくて、市民が里親(活動団体)となって養子(道路、公園等)の美化活動を行い、行政がこれを支援する制度です。



養子(道路・河川・公園)



### 里親(活動団体)の役割

- 清掃・美化活動
- 維持管理に必要な情報提供
- その他

### 市の役割

- 清掃用具の提供、貸与
- 保険の適用
- 活動団体の看板の設置



まちを自分の子供のように大切にする

||  
まちをそうじして、きれいにする

## 質問2 どうして伊達市で始めたの？

公共（国・北海道・伊達市）で管理している、道路・河川・都市公園・自然公園などについて、誰にでも気軽に利用できる施設として維持管理に努めていますが、やはり施設のゴミ散乱は厳しい状況になっています。これからの施設のあり方を市民と共に考え、明るく住み良い環境づくりを進めるため、アダプトプログラムの導入を検討しました。

### 導入効果

- ①散乱ごみの清掃による美化効果が期待できます。
- ②「自分たちの道路、河川、公園は自分たちできれいにする」という愛着心の向上が期待できます。
- ③活動団体看板の設置がポイ捨て防止の啓発効果につながります。
- ④活動団体看板の設置が企業や団体にとって社会貢献のPRとなります。
- ⑤新たなコミュニティーの形成、ふれあいが生まれます。
- ⑥ボランティア活動全般の活性化につながります。

## 質問3 参加するとどんなメリットがあるの？

参加される活動団体への支援は以下のとおりです。

### ①清掃用具の提供、貸与

環境美化活動に必要なごみ袋、人数分の軍手(毎年1人1双)を支給いたします。また、火ばさみについても必要本数を貸与いたします。

### ②保険の適用

「だてのまち」美化サポート事業に参加される活動団体には、安心して取り組んでいただけるように、伊達市市民総合災害補償規則に基づき保険が適用されます。(社会福祉協議会のボランティア保険とは異なります)

活動団体の皆さんが活動中(自宅から活動場所への往復の移動を除く)にケガをされたときは、速やかに市までご連絡下さい。

### 【保険対象範囲】

保険対象は活動団体申込書に記入された活動場所に限りません。(民有地内の活動に事故があった場合には対象となりません。)

また、参加者名簿に登載されていない方は保険の適用は受けられませんので注意して下さい。

### 【保険期間】

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。

### 【保険金額】

補償保険

区 分	給 付 額
死 亡 給 付 金	500万円
後 遺 障 害 給 付 金	災害補償保険普通保険約款の定めにより15万円～500万円
入 院 医 療 補 償 金	入院日数 1日以上 5日まで 2万円
	6日以上15日まで 6万円
	16日以上30日まで 12万円
	31日以上60日まで 18万円
	61日以上90日まで 24万円
	91日以上 30万円
通 院 医 療 補 償 金	通院日数 6日以上15日まで 2万円
	16日以上30日まで 6万円
	31日以上60日まで 9万円
	61日以上 12万円

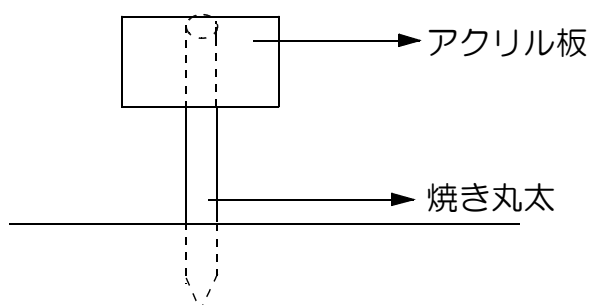
### ③活動団体看板の設置

活動団体看板の設置を希望する活動団体については、活動団体名を記載した看板を市が設置します。

看板を設置することで、その地域のごみのポイ捨ての減少も期待出来ます。また、活動団体のPRにもなります。

なお、設置箇所については、活動団体と協議して決定します。

#### イメージ図



#### 質問4 参加したいときはどうするの？

##### ①活動団体をつくろう

まず活動団体をつくる必要があります。どなたでも参加できるので、自治会、市民活動団体、商店街、各種同好会、学校、企業などで参加してみてもいいですか。

##### ②活動場所・活動回数など決めよう

どこで活動するのかを話し合って決めましょう。市では当面、道路、河川、公園、緑地を活動対象と定めていますが、今後要望があったら他の公共施設に広げていきたいと考えております。

また、どれくらいの頻度で活動できるかを考える必要もあります。

##### ③申し込みしよう

具体的な活動内容等が決まりましたら、市役所に申し込みをします。申し込みは窓口のほか、FAX、Eメールでも構いません。

#### 総合窓口

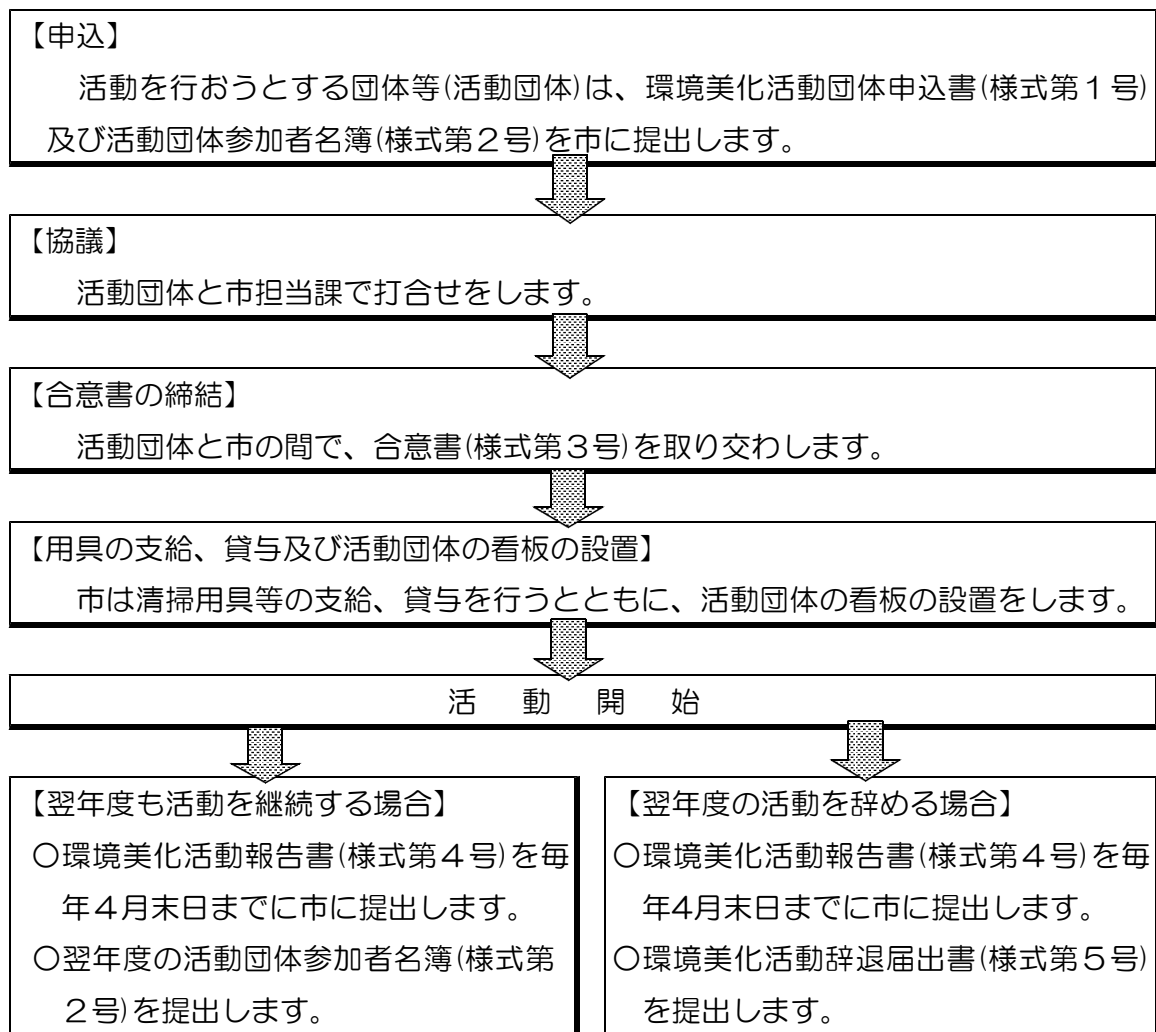
経済環境部環境衛生課(第2庁舎2階)

TEL 0142-23-3331 (内線542・543)

FAX 0142-23-1084

E-mail kankyou@city.date.hokkaido.jp





**質問5 活動方法について教えてください?**

1. ごみの処理について

清掃活動により収集したごみについては、家庭ごみとして伊達市の指定する日に指定場所へ出して下さい。ただし、大量のごみが出る場合や、回収出来ないごみについては市にご連絡下さい。

- a 紙くず、吸い殻、除草した草など → 燃えるごみ
- b 空き缶、空きビン → 燃えないごみ
- c ペットボトル → 燃えるごみ
- d 再生資源物以外のびん、金属類、ガラスの破片など → 燃えないごみ
- e 犬等の糞は、飼い主が処理するものですが、万が一あった場合は、燃えるごみとして下さい。
- f 活動区域にあって回収できないごみについては、ご連絡下さい。
  - ・ 犬、猫などの動物の屍体しがい・ 放置自転車・ 自動車などの大型ごみ
  - ・ その他処理できないごみ

## 2. 情報提供について

活動区域に次のようなことがありましたら、市までご連絡下さい。

- ・道路、遊具等施設の破損
- ・樹木の損傷
- ・その他

## 3. その他必要と認められる活動について

市と活動団体の皆さんで協議して決定します。

- \* 刈り払い機を使用するなどの危険(第三者に損害を与える可能性がある場合など)が伴う作業については原則許可しないこととします。

### 質問6 その他活動にあたって注意することはありますか？

- 1 活動回数は、継続して実施することを原則とし、各自の活動できる範囲でお願いします。
- 2 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時以外の天候の良い日に活動して下さい。
- 3 児童、生徒が活動の主体となる場合は、責任者(保護者・先生など)の監督のもとに行ってください。
- 4 活動を行う3日前までに、日時、活動内容、活動人数等ご連絡下さい。

### 質問7 活動場所や参加者名簿が変わったときは？

申込後、変更事項(活動場所、活動内容、参加者名簿等)がありましたら、速やかに市にご連絡下さい。

### 質問8 活動を辞めるときは？

活動を辞めるときは、環境美化活動辞退届出書(様式第5号)を市に提出してください。



## 付 録 関係書類

○対象施設一覧表

○だてのまち美化サポート事業実施要綱

○環境美化活動団体申込書 (様式第1号)

○活動団体参加者名簿 (様式第2号)

○合意書 (様式第3号)

○環境美化活動報告書 (様式第4号)

○環境美化活動辞退届出書 (様式第5号)